

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会東京支部会則

施行 平成24年7月2日

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会定款第58条及び会員組織に関する規程第3条第4項に基づき、東京支部会則を次のとおり定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 本支部は、公益財団法人 日本電信電話ユーザ協会 東京支部（以下「支部」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本支部は、事務所を東京都港区に置く。

(事業区域)

第3条 本支部は、東京都及び神奈川県の一部を主な事業区域とする。

(地区協会)

第4条 会員組織として、別表に定める地区協会を設置する。

- 2 地区協会の統合、廃止及び名称は、地区協会理事会の議決を得たうえ、支部理事会の議決で定める。
- 3 地区協会の新設は、支部理事会の議決で定める。

(目的)

第5条 本支部は、定款に基づき、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、情報通信技術・サービスの利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第6条 本支部は、前条の目的を達成するため、定款に基づき次の事業を行う。

- (1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業
- (2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 支部の運営

(支部の運営方針)

第7条 本支部は、第5条目的及び第6条事業の範囲において、理事会が定める経営の基本方針に基づき、地域に即した事業活動を行う。

2 本支部は、地区協会を統括し、その運営について指導、援助を行う。

(役職と選任)

第8条 本支部に、次の役職を置く。

(1) 支部理事 40人以内

(2) 支部監事 2人

2 支部理事のうち1人を支部長、2人以内を副支部長とし、11人以内を支部常任理事とする。

なお、支部常任理事は各地区協会ごとに1人以内とする。

3 支部理事及び支部監事（以下「支部理事等」という。）は、支部理事会において選任する。

なお、理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(支部長、副支部長及び常任理事の選任)

第9条 支部長、副支部長及び支部常任理事は、支部理事会において選任する。

(支部理事等の職務)

第10条 支部長は、支部理事を代表し、支部の事業活動について、提言、助言等を行う。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、または支部長が不在の時は、その職務を代行する。

3 支部常任理事及び支部理事は、支部の事業活動について、提言、助言等を行う。

4 支部監事は、支部の事業活動及び財産の状況について、検査を行う。

(支部理事等の任期)

第11条 支部理事等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による支部理事等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 支部理事等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(支部理事等の解任)

第 12 条 支部理事等に支部理事等としてふさわしくない行為があったとき、又は、支部理事等として職務の執行に堪えられないときは、支部理事会の議決により、解任することができる。

(支部顧問)

第 13 条 本支部に、支部顧問を置くことができる。

2 支部顧問は、支部理事会において選任する。

3 支部顧問は、次の職務を行う。

(1) 支部長の相談に応じること

(2) 支部理事会から諮問された事項について意見を述べること

第 3 章 支 部 理 事 会 等

(支部理事会の構成及び機能)

第 14 条 本支部に、支部理事会を置く。

2 支部理事会は、支部理事をもって構成する。

3 支部理事会は、次の事項を議決する。

(1) 本会則で支部理事会の議決事項とされている事項

(2) その他支部の運営に関する重要事項

4 支部理事会は、次の事項について、理事会が定める経営の基本方針の範囲内で、議決することができる。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) その他支部の事業活動に関する重要事項

(支部理事会等の招集)

第 15 条 支部理事会は、毎年 2 回支部長が招集する。ただし、支部長が必要と認めるとき、又は支部理事の 3 分の 1 以上、若しくは支部監事から支部理事会の目的たる事項を示して請求があったとき、支部長が招集する。

また、支部長は、理事会に諮るべき事項のうち、事前検討が必要と認める事項及び緊急に判断を要する事項等については、支部長、副支部長及び常任理事で構成する常任理事会を開催し、協議することができる。

(支部理事会の定足数及び議決)

第 16 条 支部理事会は、支部理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 支部理事会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長が欠席した場合における議長は、出席した支部理事のなかから互選された者がこれに当たる。
- 3 支部理事会の議決は、出席した支部理事の過半数の同意をもって行う。
- 4 やむを得ない理由のため、支部理事会に出席できない支部理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決し、又は、支部理事会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。
- 5 前項の代理人は代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 6 第 4 項の規定による表決を行った者は出席とみなす。
- 7 支部長が必要と認めた事項については、書面又は電磁的記録を持って、支部理事の賛否を徴し、支部理事会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した支部理事の数をもって、出席者とみなす。

(支部監事の支部理事会出席)

第 17 条 支部監事は支部理事会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

(議事録)

第 18 条 支部理事会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、出席した支部理事のうちから選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名しなければならない。

(支部事業委員会)

第 19 条 支部長は、事業の円滑な運営を図るため、事業委員会を設けることができる。

- 2 事業委員会は、原則として年 1 回開催することとし、各地区協会が推薦する支部事業委員で構成する。

なお、事業委員の変更等は、支部理事会において報告する。

- 3 支部事業委員は、各地区協会から 2 人以内とし、総数を 2 2 人以内とする。
- 4 支部事業委員は、次に掲げる事業等について提言、助言を行う。

(1) 電話対応コンクール・コンテスト及び電話対応技能検定

- (2) 電話応対研修会及び講演会・セミナー
- (3) その他、支部が企画・実施する事業に関わるもの

第4章 支部の会計

(会計)

第20条 本支部の会計は、本協会が定める経理規程に従い処理する。

2 本支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 支部事務局

(支部事務局)

第21条 本支部の事務を処理するため支部事務局を置き次の職員を配置する。

- (1) 支部事務局長（地域担当部長） 1名
- (2) 支部事業部長（地域担当部長） 1名
- (3) 事務職員 若干名

2. 支部事務局長は支部事務を統括する。

3. 事務職員は支部事務局長の命を受け事務を分掌する。

第6章 支部会則の変更

(支部会則の変更)

第22条 本会則は、定款、規程等の範囲内において、支部理事会の議決を経て変更することができる。

第7章 附則

この会則は、平成24年7月2日から施行する。

<別 表>

本会則第4条（地区協会）第1項に定める別表の会員組織は次の11地区協会とする。

- ① 千代田地区協会
- ② 東京中央地区協会
- ③ 港地区協会
- ④ 東京南地区協会
- ⑤ 新宿地区協会
- ⑥ 池袋地区協会
- ⑦ 上野地区協会
- ⑧ 東京東地区協会
- ⑨ 武蔵野中央地区協会
- ⑩ 多摩中央地区協会
- ⑪ 西東京地区協会